

施設再開に係る感染防止対策

児童センター・地域子育て拠点

感染防止対策	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策実施責任者を選任 ◆ 密集対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用人数を通常の半数程度とし、入館制限を行う。 ・ ほかの親子との距離を 2m を目安に間隔を確保する。 ・ 参加者を募る行事は定員の半数程度とする（予約制）。 ・ 当面、屋内スペースを利用した運動は禁止する。 ◆ 密接対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員はマスク着用。 ・ 利用者はマスク着用。（2歳以上の幼児は可能な場合） ◆ 密閉対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 頻回な換気の実施（エアコン利用時も）。 ◆ 衛生対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の体調管理（発熱時、風邪症状など体調不良時は勤務しない）。 ・ 利用者に発熱時、体調不良時の入場を断る。また同居者に体調不良者がある場合も同じとする。（入口に張り紙） ・ 利用者は入館時に手指消毒を行う。 ・ ごみは各自持ち帰りしてもらう。（ゴミ箱の撤去） ・ 飲食を伴う行事は延期・中止する。 ・ 入口に手指消毒、トイレに石鹸の設置 ・ 遊具、机、いすなど共用の物品、各部屋、トイレのドアノブ、スイッチなどの消毒（次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコールなど） ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は名簿等に必要事項を記入。（氏名・電話番号、入退室時刻） 	子育て・健康課